会員規程

一般社団法人佐賀県鍼灸マッサージ師会

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規程は、一般社団法人佐賀県鍼灸マッサージ師会（以下「当法人」という。）の会員の入会、退会等及び会費等に関し必要な事項を定める。

（適用範囲）

第２条　当法人の会員の入会、退会等及び会費等に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

第２章　会員の入退会等

（入会手続）

第３条　当法人に会員として入会しようとする者（以下「入会希望者」という。）は、会長が別に定める入会申込書を、ブロック長を経て会長に提出しなければならない。

２　前項の入会の申込みがあったときは、理事会は、入会希望者が定款第５条第１項に掲げる会員資格を満たしているか否かを調査の上、入会の可否について決定し、会長は、これを入会希望者に通知する。

（会員名簿）

第４条　会員は、理事会において管理する会員名簿に登録する。

２　会員は、会員名簿の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、会長が別に定める会員名簿登録事項変更届を、ブロック長を経て会長に届け出なければならない。

（退会手続）

第５条　会員は、定款第８条の規定に基づき、会長が別に定める退会届を、ブロック長を経て会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名手続）

第６条　定款第９条の規定により会員を除名しようとするときは、会長は、当該会員に対し、当該総会の日から１週間前までにその旨を通知し、同条に定める弁明の機会を与えなければならない。

２　会長は、会員が定款第９条の規定による総会の決議により除名されたときは、速やかに、当該会員に対し、その旨を通知しなければならない。

（退会、除名及び資格喪失に伴う権利及び義務）

第７条　定款第８条の規定により退会し、又は定款第９条の規定により除名され、若しくは定款第１０条の規定により会員資格を喪失した会員は、当法人に対する会員としての権利を失い義務を免れる。

２　前項の規定にかかわらず、当該会員に、退会又は除名若しくは会員資格の喪失のとき

までに当法人に対する未履行の義務がある場合は、その未履行の義務を免れることができない。

３　第１項の会員に対しては、既納の入会金、会費及び特別負担金等は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

第３章　会員の会費等

（入会金及び会費）

第８条　会員は、定款第７条第１項及び同条第２項の規定により総会において別に定める額の年会費及び特別負担金等を、会長が定める期限までに納入しなければならない。

２　第２条の規定により新たに会員となった者は、定款第７条第１項及び同条第２項に基づき総会において別に定める額の入会金、年会費及び特別負担金等を、会長が定める期限までに納入しなければならない。

第４章　補　則

（委　任）

第９条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

（改　廃）

第 10 条　この規程の改廃は、理事会の決議を要する。

附　則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

〔別表１〕　　年会費及び入会金等

１．年会費の額

（１）定款第７条第１項に定める年会費の額は、会員一人当たり２０，０００円とする。

（２）前項の規定に関わらず、次の会員は下記のとおり取り扱う。

①マッサージ師免許のみを有する会員は１４，０００円とする。

②会員歴が２０年以上、かつ年齢８０才以上の者は１０，０００円とする。

③佐賀県内において新規に施術所を開設後満２年を経過しない者は１０，０００円とする。但し、単独開設施術所に限る。

④会員が開設する施術所に勤務する者又は家族従事者（会員の配偶者及び 3 親等以内の者）は１０，０００円とする。

⑤傷病による長期間の療養、その他減免すべき相当の事由があると認められる会員は、理事会の議決により会費を減免することができる。その減免の期間等は理事会が定める。

⑥上記①～⑤の適用に当たり、その基準となる日は毎年度 4 月 1 日とする。
但し、年度途中の新入会者等の取り扱いについては、月割りで計算する。

２．入会金の額

入会金は、当分の間、徴収しない。

３．上記の他、必要な事項は理事会で定める。

※年会費は前期（４月～9 月）、後期（10 月～3 月）に分け、前期分は４月末日、後期分は１０月末日までに所属ブロックの長を通じて納入する。

※中途退会者の会費は前期後期単位で計算する。

令和　２年　５月１７日　一部改正